

市町村コード		352152		山口県		周南市		法人市民税領収証書 (公)				
口座番号		01510-2-960007		加入者名		周南市会計管理者						
所在地(連絡先)及び法人名												
年度		※ 処 理 事 項				宛 名 番 号						
事業年度又は連結事業年度		申告区分										
から		まで				中 予 確 修 更 決 其 他 () 間 定 定 正 正 定 定						
法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											
納期限	年	月	日	領収日付印								
上記のとおり領収しました。(納税者保管)												

市町村コード		352152		山口県		周南市		法人市民税納付書 (公)				
口座番号		01510-2-960007		加入者名		周南市会計管理者						
所在地(連絡先)及び法人名												
年度		※ 処 理 事 項				宛 名 番 号						
事業年度又は連結事業年度		申告区分										
から		まで				中 予 確 修 更 決 其 他 () 間 定 定 正 正 定 定						
法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											
納期限	年	月	日	領収日付印								
上記のとおり納付します。(金融機関又は郵便局保管)												

市町村コード		352152		山口県		周南市		法人市民税領収済通知書 (公)				
口座番号		01510-2-960007		加入者名		周南市会計管理者						
所在地(連絡先)及び法人名												
年度		※ 処 理 事 項				宛 名 番 号						
事業年度又は連結事業年度		申告区分										
から		まで				中 予 確 修 更 決 其 他 () 間 定 定 正 正 定 定						
法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											
納期限	年	月	日	領収日付印								
指定金融機関名	山口銀行 徳山支店											
取りまとめ店	〒730-8794 ゆうちょ銀行広島貯金事務センター											
上記のとおり通知します。(市町村保管)												

1 納付場所（本・支店は問わない。順不同）

区 分	名 称
銀 行	山口・広島・伊予・西京・もみじ・北九州
信用金庫	東山口
そ の 他	信用組合広島商銀・中国労働金庫 朝銀西信用組合 ゆうちょ銀行・郵便局（中国 5 県内） 山口県農業協同組合（旧周南農協の全ての店舗） 山口県漁業協同組合（周南支店と下関本店のみ） 周南市役所・各総合支所・各支所

2 延滞金等

- (1) 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年 14.6 パーセント（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合です。
- (2) 督促状を発送した場合は、督促手数料として 100 円が徴収されます。